

◎FAQ～よくある質問

Q1. 設備設置業者が代理申請を行うことはできますか。

A1. 設備設置業者(施工業者・販売店等)の方が代理申請を行うことはできません。

Q2. 受付は先着順とのことですが、申請書類に不備があった場合、どうなりますか。

A2. 申請書類が全て揃っている状態で「受付」とします。 不備があった場合、解消されるまで受け付けられません。その間に他の方の申請により予算額に達した場合、補助は受け付けられません。

Q3. 申請書類の提出方法を教えてください。

A3. ①環境政策課窓口への提出 (令和8年6月1日から窓口時間が9:00～16:45に短縮されます)

②郵送による提出 (申請期限の令和8年11月30日**必着**) ※インターネットメールは不可。

Q4. 予算額に達した場合、補助金を受けることはできませんか。

A4. 予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、先に交付決定を受けた方が実施を取りやめた場合等に備え、「先着順に最大2件分の仮受付」を行います(交付決定の取消がない場合は補助できません)。

Q5. 国や市が実施している他の補助事業との併用はできますか。

A5. この補助金は国費を財源としており、国費による補助金を「同一設備」で複数受けることは認められません。 国の補助金を受ける設備が別々である場合は、併用可となる場合があります。なお、市が実施する「創エネルギーのまち・いとしま推進補助金」との併用は認めていません。

Q6. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定を受けてはいけない理由を教えてください。

A6. この補助金は国費を財源としています。FIT等の売電価格は、国費によって通常の売電価格より高くなっており、FIT等の売電と補助金による二重補助が禁じられています。

Q7. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定取得が不可であれば、売電できないということですか。

A7. 小売電気事業者への非FIT売電は可能です。ただし、発電電力量の50%以上を自家消費してください。

Q8. 設備を設置する事業所は自社の所有物件ではないのですが、補助対象となりますか。

A8. 自社の所有物件ではない場合、申請者自身の責任で土地及び家屋の所有者から設備設置の承諾(法定耐用年数(太陽光発電17年)を経過するまでの間、設備を設置・使用し続けること)を受けてください。

Q9. 申請者が補助対象設備を設置する事業所で事業を開始していない場合、補助対象となりますか。

A9. 現に事業を営んでいることを補助対象者の条件としているため、申請時点で事業を営んでいない場合、補助対象外となります。

Q10. 申請者や工事の発注者、代金の支払者等の名義は別々でもよいですか。

A10. 申請者、工事発注者、代金支払者、設備所有者、設備使用者、系統連系・電力受給契約者は原則として同一である必要があります。

Q11. 50%以上自家消費するためには、どのように設備を導入したらいいですか。

A11. 事業所における電気使用量を把握して検討する必要があります。スマートメーターが設置されている場合、九電WEBサイト(My九電)等で、事業所の時間帯別の電気使用量を調べることができます。

特に、蓄電池を設置せずに過大な発電設備を設置すると、休業日・時間の電気使用量が少ないため、売電が増え、50%以上自家消費することが難しくなります。自社の電気使用量に合う発電容量の導入、系統への逆潮流(売電)を防ぐ「RPR(逆電力継電器)」の設置等を検討してください。

Q12. 補助金額はいくらですか。

A12. 太陽光発電：出力(kW、整数) × 50,000円 ※上限20kW相当額。

蓄電池：補助対象経費(1kWhあたり上限額189,000円) × 1/3 ※上限20kWh相当額。

(事例)①太陽光パネル出力 23.1kW(パワコン出力 20.5kW) 補助対象経費 399万7,500円(税抜)

1kWあたり補助対象経費195,000円(=3,997,500÷20.5kW) > 1kWあたり補助額50,000円

50,000円 × 20kW※ = 1,000,000円

※パワーコンディショナーを複数台設置し、太陽光パネルの系列が複数ある場合は、系列ごとに出力値を求め、その合計をもとに補助金額を計算してください(例は1系列の場合です)。

②蓄電システム蓄電容量24kWh 補助対象経費 465万円(税抜)

1kWhあたり補助対象経費193,750円(=4,650,000÷24kWh)

> 1kWhあたり補助対象経費の上限(189,000円)超、補助額上限20kWh

189,000円 × 20kWh = 3,780,000円(補助対象経費)

3,780,000円 × 1/3 = 1,260,000円

※詳細は手引き 3 ページをご覧ください。

Q13. 既に太陽光発電や蓄電池を設置(または契約を締結)していますが、補助対象となりますか。

A13. 補助対象外です。市に交付申請を行い、交付決定を受けた後に着手する必要があります。

Q14. 申請書類を提出した後、すぐに設備の設置を開始してよいですか。

A14. 申請書類を提出した後でも、市から交付決定を受けるまで着手しないでください(着手には契約や発注等を含みます)。事前着手が判明した場合、交付不可の決定や交付決定の取消、補助金返還命令等の措置を行います。

※概ね30日以内に交付可否を決定しますが超過することがあります。その場合でも事前着手は認められません。日程に余裕をもって申請してください(交付決定を早めてほしい等の要望は受けられません)。

※契約書の契約日等を改変する行為(有印私文書偽造、補助金適正化法違反等)はおやめください。

Q15. 交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A15. 原則として「事業所太陽光発電等設置補助金変更等承認申請書」の提出が必要です。事前に市の承認が必要です。ただし、承認申請が不要となる場合があります。あらかじめご相談ください。

Q16. 交付決定を受けましたが一旦事業を取り下げ、あらためて申請してもよいですか。

A16. 本補助金の交付決定を受けられる回数は、各年度につき1回と定めています。既に交付決定を受けた場合、取り下げ後の再申請は受け付けません。

Q17. 補助金で導入する設備による売電で収益が発生した場合、補助金の返還が必要ですか。

A17. 事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。

○収益納付額 = (a - b) × (c / d) - e ※収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲。

a : 収益額 (補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

b : 控除額 (補助対象経費)

c : 補助金確定額

d : 補助事業に係る支出額 (補助事業の経費と補助事業終了後の追加経費の合計)

e : 納付額 (前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

※交付要綱第18条「相当の収益が生じた場合」は、収益【a】 - 控除額【b】 > 0 の場合をいいます。